



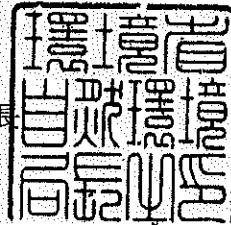
環自総発第1605241号

平成28年5月24日

各都道府県知事
各指定都市の長
各中核市の長

殿

環境省自然環境局長



動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について

平成28年5月17日に、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第10号）及び第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成28年環境省告示第61号）が公布された。これらは、いずれも平成28年6月1日から施行される。

このことについて、改正の趣旨及び改正の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、適切な施行に特段の御配慮をお願いする。

記

1. 改正の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。）及び第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年環境省告示第20号。以下「細目」という。）において、販売業者、貸出業者又は展示業者による犬又は猫の展示時間は午前8時から午後8時までとされ、午後8時以降の犬又は猫の取扱い等に制限が設けられている。ただし、販売業者、貸出業者又は展示業者が、成猫（生後1年以上の猫のことをいう。）を、当該成猫が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示する場合には、当該成猫については、平成28年5月31日までの間、午後10時まで展示を行うことができる旨の経過措置が設けられている。

今般、この経過措置が切れることから、中央環境審議会動物愛護部会（平成28年4月27日開催）で審議した結果を踏まえ、改正を行うこととしたものである。

2. 改正の内容

(1) 概要

下記条件のいずれにも該当する猫を「特定成猫」とし、「特定成猫」に係る飼養管理基準、遵守事項等及び高齢猫に係る遵守事項等を取り決めた。

① 生後1年以上であること。

② 午後8時から午後10時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

なお、「休息できる設備」とは、顧客等との接触、顧客等の視線及び照明・音響にさらされている状態から避けることが可能であって、成猫が十分に休息可能な場所又は設備を指し、「自由に移動できる状態で展示されていること」とは、休息できる場所又は設備に当該成猫が自由に移動し、休息をとることができるような状態が確保されている展示を指す。

(2) 施行規則における管理基準、遵守事項等

○ 特定成猫については、午後8時から午後10時までの間においても、展示を行うことを妨げない。ただし、1日の特定成猫の展示時間（特定成猫が複数の場合、最も早く展示を開始した特定成猫の展示開始時刻から最も遅く展示を終了した特定成猫の展示終了時刻までの合計時間）は、12時間を超えてはならない。

なお、「1日の特定成猫の展示時間は、12時間を超えてはならない」とは、「特定成猫の展示時間」を、「特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間」と定義したので、実際に展示される時間及び細目第5条第1項第1号ルに規定する「展示を行わない時間」の合計が12時間を超えてはならないことを意味する。

本規定により、途中交代させても、特定成猫を1日12時間以上展示することはできないこととなる。

○ 特定成猫の飼養施設は、夜間（午後8時から翌日午前8時までの間をいう。以下同じ。）のうち展示を行わない間に、顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業、展示業を営もうとする者である夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。）。

(3) 細目における遵守事項

○ 特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

- 特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。
- 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、高齢猫（生後11年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。
なお、「定期的に健康診断を受けさせる等」とは、展示時間を短くすることや半年に1回程度、動物病院において健康診断を受けさせること等を指す。健診の検査項目としては、血液検査、尿検査、血圧検査等が考えられる。

(4) 施行規則におけるその他の改正

- 第一種動物取扱業者の登録、更新の申請事項及び変更の届出事項に「特定成猫の展示時間」を追加する。
なお、夜間に特定成猫を展示している業者については、法第14条第2項に基づき、6月1日から30日以内に、変更（特定成猫の展示時間）の届出が必要になる。

3. 施行期日

平成28年6月1日

